

地域サロン「囲碁・将棋」開催要領

平成15年4月1日

要領 第 15 号

1. 趣旨・設置の経緯

高齢化社会の第1の壁は、定年退職後の居場所である。地域社会に入っていく抵抗感で、気力、体力、技術を持ちながらも、自宅に閉じこもり、要介護者となった方の事例もある。高齢化社会では、「自宅に閉じこもらないこと」「身近な地域で、仲間と共に参加できる趣味や生きがいの場があること」が心身の健康作りのためには必要不可欠である。

以上の課題を解決するために地域サロン「囲碁・将棋」は、次の4つの点で有益な事業である。

- ① 私設の「碁会所」では、対戦が目的だが、「地域サロン」では「地域の仲間作りの場」となる。
- ② 手先と頭を使うことから「痴呆予防」に適している。
- ③ 寝たきりの方や障がいのある方にも気軽に参加し、楽しんでいただける内容である。
- ④ 会場への参加が困難な方へは、「会員が対戦相手として自宅へ出張する方法」等、自らが楽しむだけでなく、「支援の必要な方へのボランティア活動」もできる。

地域サロン「囲碁・将棋」は、社協で住民に呼びかけをし、平成7年10月より開催し、又、会作りの呼びかけにより、平成8年11月「福祉将棋・囲碁の会」が発足した。

2. 主催

社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会

3. 運営協力

「福祉将棋・囲碁の会」

4. 対象者

町内・近隣市町村在住・在勤の方で、囲碁や将棋を楽しみたい方なら、年齢・性別問わず、誰でも参加可とする。

ただし、定期継続の参加者は、「福祉将棋・囲碁の会」の会員としての活動を原則とする。

5. 開催日時

- 平日 週 1 回、木曜日 午前 9 時~午後 4 時
- 休日 月 4 回、第 1, 第 2、第 3、第 4 土曜日 //

6. 会場

ボランティア活動室(藤久保小学校内)

- ・ 木、土曜日の利用は、社協で地域サロン「囲碁・将棋」の開催として会場を確保する。
- ・ 会場の準備~運営~片付けは、「福祉将棋・囲碁の会」が行う。

7. 送迎

障がいのある方で、会場まで歩行困難な方は、社協の車と「福祉将棋・囲碁の会」の運転協力者(運転ボランティア登録者)で送迎を行う。
但し、土曜日の送迎は行わない。

8. 費用

参加費用は、無料

但し、定期継続参加者は、「福祉将棋・囲碁の会」の会則に基づき、月額 100 円の会費を収めるものとする。

保険は、社協で「サロン保険」(傷害保険)の加入をする。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。